【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年６月29日
【会社名】	不二硝子株式会社
【英訳名】	FUJI GLASS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長　　小　熊　　信　一
【本店の所在の場所】	東京都墨田区文花二丁目15番９号
【電話番号】	03(3617)5111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長　　高　濱　　英　司
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区文花二丁目15番９号
【電話番号】	03(3617)5111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長　　高　濱　　英　司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

1【提出理由】

2020年６月26日開催の当社第87回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2020年６月26日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　剰余金処分の件

１．期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金７円50銭

配当総額　15,418,178円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年６月29日

２．その他の剰余金に関する事項

該当事項はありません。

第２号議案　定款一部変更の件

監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に伴い、当社定款の一部を変更する。

第３号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)５名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、小熊信一、丸山光二、坂田俊一、寺山博幸、高濱英司の５氏を選任する。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役として、猪瀬康晴、井上眞一、神谷晋の３氏を選任する。

第５号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額150百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）と定める。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額20百万円以内と定める。

第７号議案　退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

・総議決権の数（2020年３月31日現在）　20,512個
・総会当日出席者を含めた議決権行使総数　17,524個

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
第１号議案 剰余金の処分の件	17,478	46	－	（注）１	可決　(99.73%)
第２号議案 定款一部変更の件	17,443	81	－	（注）２	可決　(99.53%)
第３号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)５名選任の件					
小熊　信一	17,474	50	－		可決　(99.71%)
丸山　光二	17,474	50	－		可決　(99.71%)
坂田　俊一	17,474	50	－	（注）３	可決　(99.71%)
寺山　博幸	17,474	50	－		可決　(99.71%)
高濱　英司	17,472	52	－		可決　(99.70%)
第４号議案 監査等委員である取締役３名選任の件					
猪瀬　康晴	17,498	26	－		可決　(99.85%)
井上　眞一	17,499	25	－	（注）３	可決　(99.85%)
神谷　晋	17,499	25	－		可決　(99.85%)
第５号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件	17,390	134	－	（注）１	可決　(99.23%)
第６号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	17,385	139	－	（注）１	可決　(99.20%)
第７号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件	17,403	121	－	（注）１	可決　(99.30%)

（注）１．議決権を行使することができる株主が出席（本総会前日までの事前行使分を含む）し、その議決権の過半数の賛成によるものであります。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席（本総会前日までの事前行使分を含む）し、その議決権の３分の２以上の賛成によるものであります。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席（本総会前日までの事前行使分を含む）し、その議決権の過半数の賛成によるものであります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

該当事項はありません。

以　上